

事務連絡

平成2年3月29日

各都道府県電気工事二法担当課長 殿

資源エネルギー庁公益事業部技術課長



電気工事二法に関する取り扱いについて

在日米軍基地における電気工事の実務経験の取り扱いについては、「電気工事二法に関する質疑応答（昭和63年12月）」の問17により行ってきたところであるが、在日米軍基地には、多数の日本国内製品が使用され、日本国内法令の適用もあることより、今後の取り扱いについては、以下のとおりとされたい。

記

1. 米軍特有の特殊な設備に係る電気工事等について、日本国の電気事業関係法令とは無関係な電気工事のみを行ったと推定される特別の場合を除き、在日米軍基地における電気工事の経験は、実務経験として認める。
2. 在日米軍基地における電気工事に関する実務経験証明者は、別紙のとおりとする。

別紙

都道県名	証 明 者
北海道	商工労働観光部労政福祉課長
青森県	三沢渉外労務管理事務所長
埼玉県	総務部国際交流課長
東京都	立川渉外労務管理事務所長
神奈川県	横浜渉外労務管理事務所長 横須賀渉外労務管理事務所長 座間渉外労務管理事務所長
静岡県	企画調整部企画課調整室長
広島県	商工労働部労政課長
山口県	岩国渉外労務管理事務所長
福岡県	総務部県政情報課長
長崎県	佐世保渉外労務管理事務所長
沖縄県	那覇渉外労務管理事務所長 ユザ渉外労務管理事務所長

(参 考)

米軍基地における電気工事の実務経験の扱いについて

1. 米軍基地内における日本の法令の適用について

(1) 日本国予算で日本国政府が、米軍基地内で建設工事を行う場合には、日本国内法令（地方公共団体の定める条例等を含む。）の定める基準及び手続き等によって行われる。主な法令は、以下のとおり。

- ①電気事業法
- ②建築基準法
- ③消防法
- ④都市計画法
- ⑤火薬類取締法
- ⑥その他

電気工事については、原則的に日本の技術基準を適用して行うが、例外的に施設を利
用する米軍の要求があった部分については、米国の基準を適用している。

(2) また、米軍予算によって建設工事を行う場合には、米国の基準等が適用される。

2. 米軍基地についての調査結果

米軍基地における電気工事の実務経験の取り扱いについて、検討を行うために必要な
実態把握のための調査を防衛施設庁に照会をし、以下のような結果が得られた。

(1) 電気製品については、日本で作っていないもの等については、米国からUL規格又
はMEMMA規格のものを取り寄せているが、その他は、調達の便宜性等を考慮して日本
のJIS規格、規格のものを使用し、その日本製品導入の割合は、約80%ぐらい
である。

(2) 日本国内法令の適用があること。（上記1）

(3) 他の国家資格試験においても、米軍基地内の実務経験を認めていること。

(4) 保守管理体制について、米軍の定めた管理体制により、定期的に点検、検査等を実
施していること。

(5) 技術基準については、日本の技術基準及び米国の基準であるNECが適用されてい
ること。

(6) 特殊な通信設備等は、米国製品であること。

3. 今後の対応について

(1) 以上のような実態を踏まえ、米軍基地における電気工事の実務経験の取り扱いについては、以下のとおりとする。

米軍特有の特殊な設備に係る電気工事等について、日本国の電気事業関係法令とは無関係な電気工事のみを行ったと推定される特別の場合を除き、在日米軍基地における電気工事の経験は、実務経験として認める。

(2) その理由については、以下のとおり。

①上記の実態把握の結果、多数の日本国内製品や日本国内の技術基準に適合した製品があること。

②米軍特有の特殊な設備である特殊通信設備や弾薬庫等についての電気工事は、日本の電気事業関係法令の基準の適合がなく、かつ、そこで得られる実務の経験も特殊なことより、実務経験としては認められないこと。

③他の国家資格試験においても、米軍基地内の実務経験を認めていること。

④米軍基地は、日本の電力会社から電気の供給を受けており、電圧、周波数及び相などは米軍基地向けの特異なものではなく、一般の需要家に供給しているものと同様である。したがって、米軍基地内の受電設備の構造及び仕様などは、日本の需要家が使用のと基本的には同一であること。